

⑤ 補助金等については、交付期間を定めること。すべての補助金等の交付期間は、最長3年とする。

補助金交付要綱は、毎年見直し、制定する。

⑥ 目的が達成された事業や自立が認められる団体でないこと。

事業の目的が既に達成されたものなどは、その補助を廃止する。

補助金等の額が決算額の10%に満たないものは、補助金等がなくても自主運営に支障がないと判断し、その補助を廃止する。

⑦ 国・県等の補助に伴う補助金等の終期は、国・県等に合わせること。

国や県等の補助を受けた補助金については、その補助期間の終了の時点で町の補助も廃止する。

国・県等の補助基準額の変更に応じ、町の補助基準を見直す。

⑧ 同一又は類似目的の補助金等については、整理・統合を図ること。

同じ事業、目的をもった団体等に対し、複数の補助等が重複して交付されている場合は、減額又は廃止する。

4 その他

限られた財源の中、新たな事業に対し補助金等を交付する場合は、既存の事業の見直しを行い、その財源を新たな事業にあてることを基本とする。

補助金の交付状況について

松前町において平成15年度に交付した補助金は、事業69件、補助金の総額は1億5,798万円となっています。

(単位：千円、%)

交付経過年数	件数	国庫補助金	県補助金	一般財源	計	割合
5年以内	34	21,358	20,999	46,772	89,129	56.4
6年～10年	16	0	0	52,751	52,751	33.4
11年以上(不明を含む)	19	1,675	2,573	11,854	16,102	10.2
計	69	23,033	23,572	111,377	157,982	
(割合)		14.6	14.9	70.5		100.0



(1) 補助金等の財源内訳

松前町が平成15年度に交付した補助金等の合計額は、1億5,798万円であり、その財源内訳は、国庫補助金が全体の14.6%、2,303万円、県補助金が14.9%、2,357万円、一般財源が70.5%、1億1,137万円となっています。

町の一般財源からの支出が全体の7割以上を占めています。

(2) 補助金等の交付開始別の内訳

補助金等の交付開始別の内訳では、5年以内に交付を開始した事業が34件、8,912万円、全体の56.4%、6年～10年の間は16件、5,275万円、33.4%、11年以上は19件、1,610万円、10.2%となっています。

問い合わせ

役場企画財政課行政改革推進班

☎ 985-4101